

2013 年度（平成 25 年度）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業計画

基本方針：

平成 19 年 9 月 28 日、日本政府が障害者権利条約に署名した後、条約批准をめざし、国と障害関係団体等との間で国内法制の整備に向けた協議検討が行われてきた。条約の理念と内容を踏まえつつ、平成 23 年 7 月 29 日に障害者基本法改正が成立し、その後、障害者総合支援法はじめ、障害関係の法律の整備が進みつつある。平成 22 年から国の障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について協議参画してきた団体として、条約批准に相応しい法整備がなされるよう、引き続き、国や政党等への働きかけに努める。分けても、条約の原則の一つである障害を理由とする差別を禁止する法律の成立については、障害関係団体が団結し、精力的な働きかけを行っているところである。法律成立を期すことは無論だが、一般社会に対し、法律の必要性及び差別、合理的配慮に対する理解を促すことを、当事者団体である日身連の役割と考え、加盟団体と連携協力し、活動に取り組んでいく。また、平成 25 年 4 月から施行となった障害者総合支援法についても、施行後 3 年を目途とした検討事項が、当事者参加のなかできちんと協議・検討され、意見を反映した措置が講じられるよう提言提案に努める。

また、東日本大震災から 2 年が経過したなかで、被害実態の検証をもとに、今後の災害防災に向けたハード・ソフト面の体制づくりが講じられるよう国等に働きかけていくとともに、緊急災害時の際に、日身連・加盟団体間において災害地の加盟団体を支援できる仕組みのあり方等についての検討にも取り組んでいく。

日身連は、障害者に係る制度改革の円滑な推進のために、日本の障害者団体の中軸としての役目を果たすことに心がけ、加盟団体、そして、他の障害関係団体等と強い連携を図り、障害者施策の促進に係るさまざまな諸課題に万全を期し、一層の日身連内における財政・組織・政策面の基盤強化に努めていく。

この基本方針を踏まえ、以下のとおり、平成 25 年度日身連諸事業を実施し、日身連並びに加盟団体の事業の促進を図る。

日身連の主な事業：

1. 『第 58 回日本身体障害者福祉大会 北海道・札幌大会 北海道身体障害者福祉協会創立 60 周年記念全道福祉大会』の開催

日身連並びに北海道身体障害者福祉協会及び札幌市身体障害者福祉協会の

主催により北海道立総合体育センター（北海道札幌市）ほかにおいて、全国から約4千人の会員参加者をむかえ、平成25年5月27日（月）、28日（火）の2日間にわたり、全国大会を開催する。大会初日は、障害者施策に関する直近の課題をテーマに政策協議を行い、翌日は、功績のあった会員の方への日身連会長表彰等の大会式典及び議事（大会決議、大会宣言等）を行う。

2. 国及び政党等に対する要請行動及び審議会等への積極的参画

- (1) 今年度は、障害者権利条約の批准に向けた障害関係の法整備が刻々と進みつつあることから、条約批准に相応しい法制度の整備が図られるよう、日身連加盟団体はじめ関係する障害者団体と連携し、国や政党等へ提言、提案を引き続き行っていく。特に、障害者差別禁止法（仮称）の成立並びに障害者総合支援法附則の検討については、極めて重要な課題ととらえ、国及び与野党の動向に注視するとともに、ヒアリングなどの発言の機会には、積極的に参加し、日身連の考えをしっかりと示していく。また、要請行動が必要となる場合には、一致団結し行っていく。
- (2) 過度の認定条件の確認等が求められている心身障害者用低料第三種郵便物制度の問題については、障害者団体の活動・運営の存続にも関わることであり、早期解決に向けた行動をとっていく必要がある。引き続き、日本障害フォーラム（JDF）並びに全国障害者団体定期刊行物協会連合会と連携し、総務省、厚生労働省、郵便事業株式会社に対して新たな制度（第5種郵便物）の創設を含めた見直しを求めていくとともに、政党に対しても要請行動を行っていく。
- (3) 各ブロックから提出される要望事項については、障害福祉サービスの向上やバリアフリーの促進、情報保障の確保等といった障害者施策全般にかかる地域からの声であることを踏まえ、理事会での承認の後、「日身連要望事項」としてとりまとめ、関係省庁に文書による回答を求め、要望を行っていく。
- (4) 加えて、中央省庁や政党等で開催される委員会や会議のメンバーとして機会が得られる場合は、積極的に参加し、提案等が障害者施策へ反映されるよう取り組むことに努める。

3. 東日本大震災にかかる支援等

東日本大震災被災地支援については、平成25年2月までの間、義援金3千万円余を3回に分け、被災地の加盟団体を通して送金を行っているが、被災地の身障協会やその支部によっては、団体運営の困難な状況も報告されていることから、当分の間、義援金の募集を続け、要望に応じて対応できるよう準備していく。また、昨年11月に開催したフォーラム（障害者からの発信 突然にどう備える

か 私たちの体験を明日に生かそう)で報告したように、全国的な組織体制をもつ日身連の役割として、この震災で補えなかった諸課題(安否確認、避難誘導體制、避難所や仮設住宅等の在り方、仮設住宅後の生活再建等)による被災地間や被災者間での格差が生じないように国等への提言に努めていく。併せて、今後危惧される災害に対して、障害や障害者の理解を図りながら、地元の地域力を高め、防災・減災に向けた意識啓発とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりのために、災害に弱い障害当事者の視点から提言していく。加えて、災害時における日身連・加盟団体間での支援協定といった仕組み作りも検討していく。

4. 中央障害者社会参加推進センター事業の拡充

障害者権利条約の批准に向け、社会への障害者の権利擁護や障害への理解啓発を図る上で、本センター事業の責務は大変重要であると考え。そのため、特に、本年においては、制定が見込まれる障害者差別禁止法(仮称)に関することに重きを置き、差別や合理的配慮の定義や法律の必要性等について再確認すると同時に、この法律に対する社会への周知と理解促進に向けた活動(消費生活協同組合助成事業として、日身連加盟団体及び地方障害者社会参加推進センター等と協力し、全国6カ所(各ブロック)において障害者差別等に関するセミナーを開催)に取り組んでいく。

また、ブロックで開催する障害者相談員研修会への助成等を行うとともに、障害者110番事業についても、相談事業担当者のスキルアップのほか、意見交換、交流が図れるよう研修を行っていく。

5. 障害者相談支援事業の充実

障害者相談員・相談支援活動の理解・認識を図ることは直近の課題であることから、日身連では、一昨年、厚生労働省に対し、障害者相談員制度に関する要請行動を行う等、積極的な取り組みを続けてきた。それらの要請行動により、厚生労働省では、障害者相談員の重要性や役割への期待とともに、都道府県に対する交付税措置の継続や身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業における研修会の実施を都道府県主体であることが、平成24年2月の障害保健福祉関係主管課長会議で明示されたが、一方で、障害者相談員制度の廃止または存続が危ぶまれる実態が報告されている。この現状を打開するためにも、加盟団体における地方自治体との連携した取り組みや制度継続のための方策等について、地域身体障害者相談員連絡協議会とともに情報交換等が行えるよう努めていく。

また、加盟団体からの要請により研修会への講師派遣等についても全面的に

協力し、全国の身体障害者相談員連絡協議会の会員に向けた会報（年1回）を発行する。

6. 機関紙の充実

全国の会員の方々に、機関紙『日身連』を通して、さまざまな情報を分かりやすくお届けできるよう努める。昨年度から掲載記事やレイアウトを変更し、紙面の充実を図ってきたところだが、引き続き、障害者福祉関係の情報提供だけに限らず、好評いただいている「ひと欄」の人物紹介等、読者の興味や期待に沿った幅広い情報の提供に努めながら、日身連並びに加盟団体の活動等について広く周知し理解・認識を図りながら、会員の獲得に努める。

7. 日身連の基盤強化

障害者に関する施策の動きに十分に対応できるように、日身連内に置かれている2つの検討委員会（会長諮問機関）を中心に、正副会長会と連携し、日身連の体制・機能強化を図っていく。また、日本障害フォーラム（JDF）はじめ、その他の障害関係団体等と連携協力し、日身連の発展的活動のために努める。

(1) 財政基盤の強化

懸案である財政の立て直しについては、引き続き、日身連財政の安定化に対する検討委員会を中心に検討を行い、対策を講じていく。また、増収を図る上で、賛助会員獲得にかかる対策について、安定した財政基盤が図れるよう、加盟団体からの理解を得ながら一致団結して取り組んでいく。

(2) 組織（連携）体制の強化

日身連並びに加盟団体の安定的な運営及び事業活動の促進のために、団体間相互の連携と組織体制の活性化を図っていく。必要に応じて、最新の障害者施策の情報提供や研修等の場を提供していくほか、事務局長会議等といった日身連内における協議・交流にも努めていく。

(3) 政策機能の強化

これまで築いてきた各関係機関や団体との関係性を保持しながら、障害者施策の向上のために万全を期していく。なかでも障害者権利条約の批准にかかる国や政党間等とのさまざまな状況に万全に対応できるよう、日頃から諸課題に対する日身連の方針を決め、取り組んでいく必要がある。そのためにも、平時から連携している障害関係団体等との意見交換や情報収集に努めながら、障害者施策等に関する検討委員会を中心として取り組んでいく。また、国や政党等における委員会やヒアリング等については、積極的に参加し、日身連の提案を施策に反映するよう働きかけていく。

8. 日本障害フォーラム（JDF）関連事業

現在、JDF は、障害者権利条約批准に向け、国や政党等に対して、障害関係の法制度がしっかりと整備されることを活動の中心として取り組んでいる。日身連は、その中軸的な役割を担っているが、目的達成に向け、引き続き、他の関係団体と連携協力し活動していく。また、上述したように、今年予定されている障害者差別禁止法の制定に向け、障害者政策委員会差別禁止部会の意見が反映されるように、引き続き、国や政党等に働きかけていくとともに、同法に対する国民的理解が得られるよう、協働して取り組んでいく。同時に、障害者総合支援法附則第3条についても、障害関係者が参加する形で、早急に検討が行われるよう働きかけていく。

以 上